

6 相談支援体制の充実及びサービス利用に係るあっせん・調整、要請について

(1) 相談業務の重要性

今回の措置制度から支援費制度への移行は、障害者がサービスを選択し、事業者との契約に基づきサービスの提供を受けることにより、利用者本位の制度への転換を目指すものである。この理念を実効あらしめるためには、障害者が身近なところでサービスの選択のために適切な相談、情報提供を受けられるような体制を充実していくことが必要である。

まず、市町村は障害者に対する情報提供や相談・指導等に責任をもって取り組む必要があり、適切なサービスや指定事業者の選択のための相談支援を、支給申請の受付・審査やサービス利用に係るあっせん・調整、要請と関連づけながら行うことが必要である。

また、市町村の相談業務と併せ、相談支援事業者、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、児童相談所、福祉事務所、身体障害者相談員、知的障害者相談員等の多様な主体が相談業務の担い手となることが期待されるところであり、市町村としてもこれらの機関等の活動の連携・調整を図り、地域における相談支援体制の充実に努めることが必要である。

(2) 相談業務の内容

支援費制度への移行により、重要となる相談業務の内容として以下のようなものが考えられる。

① サービス選択のための相談

障害者は支給申請に先立って、提供を受けようとするサービスの種類を選択する必要があるが、障害者がサービスを主体的かつ適切に選択していくためには、どのようなサービスを利用したらよいか、又、どのようなサービスの組み合わせで利用したらよいか等について、相談をしてサポートを受けられる体制を整備することが必要である。

② 指定事業者の情報提供

障害者が事業者を適切に選択するためには、指定事業者の情報（事業者の所在地、施設及び設備の状況、空き情報、当該施設の支援方針等）を知ることが必要であり、そのような情報を容易に入手することができるような体制の整備が重要である。

(3) サービス利用に係るあっせん・調整、要請

支援費制度においては、市町村は、障害者の希望により、サービス利用に係るあっせん・調整を行うとともに、必要に応じてサービス提供事業者に対し障害者の利用の要請を行うこととされており、市町村の窓口においては、こうしたあっせん・調整、要請が上記(2)の情報提供とあいまって行われることとなる。サービス提供事業者は、市町村が行うあっせん・調整、要請に対し、できる限り協力しなければならないこととされている。

また、都道府県は、市町村が行うあっせん・調整、要請について、市町村相互間の連絡調整等を行うことが必要である。

※ とりわけ、施設の定員を入所希望者が大きく上回る場合にあっては、施設が入所者を選別することなく施設サービスの利用が円滑に行われるよう、以下のような公的な調整システムの構築が重要である。

- ・ 都道府県が、全ての施設から空き情報の提供を求め、県内の市町村に伝える等、利用希望者が常に最新の施設の空き情報を知ることができる体制を整える。
- ・ 空き情報があった場合、当該施設その他の関係者の参画を得て、都道府県や市町村が入所の調整にあたる。

(なお、支援費制度の施行に向けて、在宅施策の充実等を図ることにより、できる限り地域で生活を送れるようなサービス基盤の整備に努めていただくことが肝要であることは言うまでもない。)